

(目的)

第1条 この規則は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、補助金等の交付に関する基本的な事項を定め、もって補助金等に係る予算の執行の適正化を図ることを目的とする。

(平3規則13・一部改正)

(定義)

第1条の2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 補助金等 本市が交付する補助金、交付金、利子補助金その他の給付金で、相当の反対給付を受けないもの(市長が指定するものを除く。)をいう。

(2) 補助事業等 補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。

(平3規則13・追加)

(執行上の責務)

第2条 補助金等に係る予算の執行は、法令及び予算の定めるところに従い、公正かつ効率的に行わなければならない。

(交付の申請)

第3条 補助金等の交付の申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長の定める期日までに提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、必要がないと認めるときは、前項の添付書類の一部を省略させることができる。

(交付の決定)

第4条 市長は、補助金等の交付申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、必要に応じて現地を調査し、適当であると認めたときは、補助金等の交付の決定をするものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付することができる。

(決定の通知)

第5条 市長は、補助金等の交付の決定をしたときは、その決定の内容及びこれに条件を付したときは、その条件を補助金等交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

(計画変更の申請等)

第6条 補助金等の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、次の各号の一に該当するときは、補助事業等計画変更申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(1) 補助事業等に要する予算を変更しようとするとき。

(2) 補助事業等の内容を変更しようとするとき。

(3) 補助事業等を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 補助事業者は、補助事業等が期間内に完了しないとき、又は補助事業等の遂行が困難となったときは、遅滞なく市長に報告してその指示を受けなければならない。

(平3規則13・一部改正)

(決定の取消し等)

第7条 市長は、前条の規定による計画変更申請を受けたとき、その他事情の変更により補助事業等の全部もしくは一部を継続する必要がなくなったと認めたとき、又は遂行できなくなったと認めたときは、補助金等の交付の決定の全部もしくは一部を取消し、又は変更することができる。ただし、補助事業等のうちですでに経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 第5条の規定は、前項の規定による決定の取消し等をした場合に準用する。

(平3規則13・一部改正)

(状況報告)

第8条 市長は、補助事業者に対し補助事業等の実施状況に関する報告を求めることができる。

(平3規則13・一部改正)

(実績報告)

第9条 補助事業者は、当該補助事業等が完了したとき(廃止の承認を受けたときを含む。)は、補助事業等実績報告書に次の各号に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 収支決算書

(2) その他市長が必要と認める書類

(平3規則13・一部改正)

(補助金等の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定により実績報告書等を受領したときは、その内容を審査し、必要に応じて調査し、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、補助金等交付確定通知書により、当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金等の交付)

第11条 市長は、前条の規定により確定した額を補助事業等が完了した後において交付するものとする。ただし、市長が補助金等の交付の目的を達成するため、補助事業等の完了前に交付することが適切であると認めたときは、補助金等の全部又は一部を事前に概算で交付することができる。この場合市長は、補助金等概算交付通知書により補助事業者に通知するものとする。

(平3規則13・一部改正)

(交付決定の取消し及び補助金等の返還)

第12条 市長は、補助事業者が次の各号の一に該当するときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取消すことができる。この場合において、当該取消しの部分について、すでに補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(1) 補助金等を他の用途に使用したとき。

(2) 補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(3) 法令又はこの規則及び市長の指示に違反したとき。

(4) 偽り、その他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。

(加算金及び延滞金)

第13条 補助事業者は、前条後段の規定により補助金等の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年10.95パーセントの

割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

- 2 補助金等が2回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する補助金等は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次遡りそれぞれの受領の日において受領したものとする。
- 3 第1項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命ぜられた補助金等の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金等の額に充てられたものとする。
- 4 補助事業者は、補助金等の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。
- 5 市長は、第1項又は前項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(平29規則3・追加)

(他の補助金等の一時停止等)

第14条 市長は、補助事業者が補助金等の返還を命ぜられ、当該補助金等、加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺することができる。

(平29規則3・追加)

(関係書類の整備)

第15条 補助事業者は、補助事業等に係る経費の収支を明らかにした書類及び帳簿を常に整備しておかなければならない。

(平3規則13・一部改正、平29規則3・旧第13条繰下)

附 則

この規則は、公布の日から起算して2か月を経過した日から施行する。

附 則(平成3年規則第13号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年規則第3号)

この規則は、平成29年4月1日から施行し、平成29年度の予算に係る補助金等(同日前において、大分市補助金等交付規則第4条の規定により市長が交付の決定をした補助金等を除く。)から適用する。